市内人夫部屋調（大正十三年一月）

所在	經営（管理）者氏名	八夫部屋収容能力	現在収容人員
神田区三河町三ノ一五	古瀬弥太郎	一三人	一三人
仝 仝 三ノ三	中野政次郎	六	六
仝 山本町 五	荒井作次郎	二五	二五
日本橋区蛎殻町二ノ一四	相愛會	八五〇	三五〇
仝 箱崎町四ノ一	木村藤吉	一二	一二
仝 仝 四ノ一	京極友助	五	五
仝 亀島町一ノ二五	大野甚吉	六	六
仝 北新堀河岸一号	窪田守次	一五	一四
京橋区越前堀一ノ一〇	伊藤紋太郎	一〇	六
仝 仝 一ノ一〇	栗田吉之助	一〇	一〇
仝 東湊町一ノ二八	高橋亀太郎	三〇	三〇

村松時計工場 府下西巣鴨町池袋	130	20	150
精工舎時計製造株式會社 本所柳島町一六	1,807	300	2,107
株式會社博文館印刷所 小石川久堅町百八	715	135	850

村松時計工場	時計工組合	30	工場ハ被害ナシ	[illegible]中止[illegible]二大勝閉鎖リシ又[illegible]終束セラレ其ノ	工場ハ本店ナル京橋銀座時計店全焼約二十万円ノ損害ヲ来シ金融ノ途ナク何等ノ措置ヲモ講セズ
精工舎時計製造株式會社	同人會	500	全焼	目下ノ處特異ノ行動ナシ	事業継續不可能ノ為メ解散スルコトニ決シ職工ニ対シ左ノ手当ヲ支給ス (1)六ヶ月以上一年未満日給廿日分 (2)勤続一ヶ年毎ニ日給十日分増給 (3)六ヶ月未満ハ全部ニ限リ日給四日分 (4)八月以後入社ノ者ニハ五円
株式會社博文館印刷所	大進會	200	工場大部分倒壊 死亡 二九 負傷 一七	労働団体トシテハ何等ノ行動ナシ	死者ハ其ノ発見次第夫々家族ニ引渡シヲナシ負傷者ハ小石川病院ニ入院治療セシメ罹災者ニハ工場ニ於テ炊出ヲナスノ外ホカ救助ノ具対方針立タズ